

右は原主事、熊本執行委員が鐵道當局を訪問し交渉したる處、當局は鐵道省告示第九十九條（大正九年十月廿九日）旅客運送取扱補足『第二十六條 職工定期券ヲ發行ス可キ工場ハ工場法、鑛山法ノ適用ヲ受ケ且ツ現在定期普通乘車券ヲ持チ省線ヲ利用スル職工、徒弟、人夫十五名以上ヲ有スルモノ』の條文を理由に不可能なる話あり、直ちに社會民衆黨本部に、條文改正の運動を起す様に交渉をした。

### 七、行政執行法不當適用反對の件

右は大會直後、顧問辯護士松永義雄氏、原主事、井堀執行委員が、丸山警視總監を訪ひ不當適用に依つて壓迫されたる事實を上げて抗議した。警視總監の回答の大意は『勞働爭議に對する取締に就いては各警察署員に對し不當ならざる様注意して居るが、往々にして總監の意の徹底しない事を恨む』この事であつた。尙關東同盟大會に昨年十月提出され滿場一致可決された。

### 八、勞働組合法即時制定要求の件

本決議案は、昨年度の關東同盟大會及び總同盟全國大會にて可決され、中央委員會は勞働立法促進委員會と協力して、請願運動を起し、本年四月臨時議會開會中に請願デーを舉行した。之には我が組合は百數十名を動員して街頭に立つて最も勇敢に活動した。本年五月下旬政府が勞働組合法制定の意志を發表するや、東西の資本家階級は相呼應して之が反對運動を猛烈に起し、殊に財界の巨頭、郷誠之助、團琢磨は資本家階級の先頭に立つて、暴威を振つて組合法謀殺に狂奔するに至つた。總同盟本部は中央委員會を、六月二十六日東京本部に開き左記要項を決定して活動を開始した。

- 一、内務大臣を訪問し我等の要求を徹底する事。
  - 二、商工會議所及工業俱樂部を訪ひ、反對を抗議すると共に討論會を申込み事。
  - 三、徹底運動として
- (イ) 各組合支部をして全國各地の商工會議所に抗議すると共に、決議を當局に送附せしむる事。

(ロ) ポスターを作製して組合法反對の元兇、郷、團二氏を徹底的に膺懲すること。

(ハ) 各雇傭主に抗議し勞働組合法反對の態度を放棄せしむる事。

### 九、本部有給常任増員の件

本年二月頃實施の豫定であつたが、執行委員熊本君が主任である大島友愛館の維持困難等の事情よりして同君の手當を本組合にて負擔する處となり八月六日の理事會にて中止を決議した。

## 昭和四年度理事會報告

### 第一回理事會 昭和四年九月廿八日於本部

#### 報告事項

一、池袋第一支部爭議解決。

二、代々幡支部解雇問題解決。

三、大崎第二支部と桑野電機製作所との團體協約締結の件。

#### 協議事項

一、各部長選任の件 可決

二、關東同盟大會出席代議員の割當 可決

三、關東同盟大會出席代議員會を十月四日開催の件 可決

四、本所第一支部爭議團に應援金を送るの件 可決

五、組合長内田藤七氏執行委員田中芳太郎氏の東京區會議員選舉戦に立候補の件 可決

### 第二回理事會 昭和四年十月二十三日於本部

#### 報告事項

一、第二回執行委員會の報告。